



## < 調剤報酬改定 > (その2) 薬学管理料の主な改訂

### 1. (調剤管理料) 重複投薬・相互作用等防止加算

薬剤師から処方医への照会により残薬調整に係る処方変更がなされた場合の評価が、残薬調整に関わるものの場合、現行の30点から20点に減額されました。また、薬剤師が調剤時に薬剤服用歴や医薬品リスク管理計画等の情報に基づき薬学的分析及び評価を行うことが算定要件として新設されました。

- < 重複投薬・相互作用等防止加算 >
- イ 残薬調整に関わるもの以外の場合 40点 (変更なし)
  - ロ 残薬調整に関わるものの場合 20点 (現行の30点から減額)

### 2. 医療情報取得加算

現行の「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が名称変更になりました。点数、算定要件は変更なしです。

- 医療情報取得加算1 (オンライン資格確認により患者の薬剤情報等を取得できなかった場合) : 3点 (6月に1回に限る)
- 医療情報取得加算2 (オンライン資格確認により患者の薬剤情報等を取得できた場合) : 1点 (6月に1回に限る)

### 3. 麻薬管理指導加算

麻薬を調剤した場合であって、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合に、麻薬管理指導加算として22点を所定点数に加算しますが、算定要件が以下の通り新設されています。

- ・「電話等による確認方法」については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等にメールで一斉送信するなどの一方的に情報発信するのではなく、個々の患者の状況等に応じた必要な対応を行うこと。
- ・麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

### 4. 特定薬剤管理指導加算1 (ハイリスク薬加算)

現行の加算の算定要件は、右の通り、処方箋を受け付けた毎に算定できたが、今回の改訂では、新たに処方された場合と用法又は用量が変更になった場合などと、限定的になっています。

現行の特定薬剤管理指導加算1の算定要件

- ・患者又はその家族等に処方された薬が特に安全管理が必要なものであることを伝え、当該薬剤についてこれまでの指導内容等も踏まえ適切な指導を行った場合に算定する。
- ・特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合には、その全てについて必要な薬学的管理及び指導を行うこと。ただし、**加算は処方箋の受付1回につき1回に限り算定**することができる。
- ・対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、**薬剤服用歴の記録に記載**すること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方された患者に対して必要な指導を行った場合 **10点**
- ② 特に安全管理が必要な医薬品に係る用法又は用量の変更、患者の副作用の発現状況の変化等に基づき薬剤師が必要と認めて指導を行った場合 **5点**

### 5. 調剤後薬剤管理指導料

現行の服薬管理指導料の調剤後薬剤管理指導加算は、対象患者がインスリン製剤又はスルフォニル尿素系薬剤を使用している糖尿病患者であるが、改定後は対象となる糖尿病薬の範囲が拡大されています。さらに、対象患者が慢性心不全患者に拡大されています。これに伴い、服薬管理指導料の注10の調剤後薬剤管理指導加算は廃止されます。また、かかりつけ薬剤師指導料の算定患者に対して実施した場合でも算定可能となるよう見直されます。

- 【調剤後薬剤管理指導料】
- 1 糖尿病患者に対して行った場合 60点
  - 2 慢性心不全患者に対して行った場合 60点

[算定要件]

- イ 調剤後に当該薬剤の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について当該患者へ電話等により確認すること (当該調剤と同日に行う場合を除く。)。 . . . . . **投薬後のフォローアップ**
- ロ 必要な薬学的管理及び指導を継続して実施すること。
- ハ 処方医へ必要な情報を文書により提供すること。 . . . . . **トレーシングレポート**

[施設基準]

- (1) 新たに糖尿病用剤が処方されたもの
- (2) 糖尿病用剤に係る投薬内容の変更が行われたもの

### 6. 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料2は、算定要件として、保険薬剤師がその必要性を認められた場合において、当該患者の同意を得た上でフォローアップし、保険医療機関又は介護支援専門員へ文書による情報提供を行った場合とリフィル処方箋に係る処方医への文書による情報提供を行った場合につき1回請求できます。

- 【服薬情報等提供料】
- 1 服薬情報等提供料1 30点
  - 2 服薬情報等提供料2
    - イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合 20点
    - ロ リフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合 20点
    - ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合 20点
  - 3 服薬情報等提供料3 50点

※患者などの求めに応じて行う情報提供に係る要件が削除されており、電話等による患者からの問い合わせに対する服薬指導では算定不可となります。